

空き地等の雑草の繁茂について

雑草の繁茂は、虫の発生やごみ等の不法投棄の原因にもなります。
市では『御前崎市空き地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例』
において、土地所有者の適正な管理をするよう定めています。

空き地の所有者さんへ

○定期的に除草を行い、空き地の管理をしましょう

- ・春から夏にかけては、草木の成長時期や害虫発生時期となり、秋から冬にかけては、枯草等が火災を誘発する恐れがあります。
- ・隣接地や道路への越境も、近隣の方への迷惑となってしまいます。
- ・所有者さんご自身で除草が出来ない場合は、業者へ委託をするなどのご対応をお願いします。（市では民有地の除草は行いません。）



○雑草の繁茂は不法投棄の原因に・・・

- ・雑草の繁茂に隠すようにごみ等が投棄されることもあります。
 - ・ごみ等があると更に投棄をされ、大量に集積してしまいます。
- ※不法投棄については、土地所有者が（管理責任として）警察に相談をしたり、投棄した者が分からない場合は、ごみ等の処分をしなくてはなりません。

*** 空地は所有者・管理者等が、管理するのが原則です**

*** 近隣住民の方の迷惑にならないよう、適正な管理を心掛けましょう**

空き地の雑草等でお困りの方へ

所有者をご存じの場合は、直接お困りの内容を伝えて話し合ってください。早期の対応や解決の一助となります。

自治会等で問題を共有し、話し合うのも一つの手です。

上記の方法で解決が困難な場合は、市役所環境課までお問い合わせください。

お問い合わせ

御前崎市役所 環境課 TEL:0537-85-1162